#### 【件名】ACT政府発表:8月26日の新型コロナウイルス最新情報(COVID-19 関連)

#### 【ポイント】

- ●8月26日 (木)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月25日 (水) から14人増え、合計190人となりました。
- ●自己隔離終了の通知は、ACT保健省から、登録した電話番号、メールアドレス等への通知で行われますが、自己隔離解除に該当するにも関わらず同通知を受け取っていない人は、ACT保健省の専用ダイヤルである(02)5124-6500に電話し、自動応答メッセージで5を選択することにより、ACT保健省の担当者と確認することが可能とのことです。
- ●バーACT首席大臣は、9月2日(木)以降の措置については、8月30日の週に、検討すると述べました。
- ●感染の可能性があった地点が、追加・更新され、約420カ所が指定されていますので、 下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、定められた措置に従ってください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm\_source=Popularlinks&utm\_medium=banner&utm\_campaign=Popular%201inks

- ●ロックダウンにより影響を受ける事業者支援について、8月26日(木)午前9時から申請が可能となっております。
- ●ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <a href="https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate">https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate</a>

ACT保健省Twitter: https://twitter.com/ACTHealth

#### 【本文】

### 1 最新の感染者数

- (1)8月26日(木)、ACTにおける新型コロナウイルスの陽性者は、8月25日(水)から14人増え、合計190人となりました。
- (2)新たに増えた14人の内、14人全てについて感染源が判明しているとのことです。

#### 2 自己隔離終了の通知

(1) 自己隔離終了の通知は、ACT保健省から、登録した電話番号、メールアドレス等への通知で行われますが、自己隔離解除に該当するにも関わらず同通知を受け取っていない人は、ACT保健省の専用ダイヤルである(02)5124-6500に電話し、自動応答メッセージで5を選択することにより、ACT保健省の担当者と確認することが可能とのことです。

(2) 自己隔離中の人の同居者 (Secondary household contact) については、解除について個別の通知は行われませんが、自己隔離中の人が解除の通知を受け取れば、自己隔離からの解除が可能とのことです。

## 3 ロックダウン措置

- (1) バーACT首席大臣は、9月2日(木)以降の措置については、8月30日の週に検討すると述べました。
- (2) また、8月30日(月)以降の規制に関し変更がある場合は、8月27日(金)に発表するとのことです。
- 4 感染の可能性があった地点の追加・更新
- (1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、約420カ所が指定されていますので、下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、定められた措置に従ってください。

https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm\_source=Popularlinks&utm\_medium=banner&utm\_campaign=Popular%20links

(2) 感染の可能性があった地点には、濃厚接触 (Close contact)、軽度の接触 (Casual contact)、調査中の地点 (Investigation locations)、及び症状の観察 (Monitor for symptoms) と4種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからエをご確認ください。

なお、隔離についての詳細は、下記リンク先をご参照ください。

○隔離について: https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-

<u>isolation/quarantine?utm\_source=Popularlinks&utm\_medium=banner&utm\_campaign=Popular%201inks</u>

### ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触 (Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人(secondary contacts)も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健省により隔離から解除となる旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts

#### イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触(Casual contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりませんが、訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラインで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置に従ってください。

オンライン申告先: https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

ウ 調査中の地点 (Investigation locations)

同地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状の有無にかかわらず直ちに検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離してください。また、同地点を訪問してから14日間は症状を観察してください。同地点を訪問した人は、ACT保健省に対する申告の必要はなく、陰性の結果を受領後は、自己隔離を解除することができます。

なお、調査中の地点に訪問歴のある人の同居人は、検査や自己隔離の必要はありません。 エ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察 (Monitor for symptoms)」に該当する地 点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてくだ さい。

#### 5 検査会場

(1)検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。検査会場によっては、濃厚接触に該当する人のみを受け付けるという変更や、急な悪天候により閉鎖されることもありますので、訪問前にご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所: <a href="https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-bealthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm\_source=Popularlinks&utm\_medium=banner&utm\_campaign=Popular%201inks">https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-bealthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm\_source=Popularlinks&utm\_medium=banner&utm\_campaign=Popular%201inks

(2) ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate

ACT保健省Twitter: https://twitter.com/ACTHealth

# 6 事業者支援

ロックダウンにより影響を受ける事業者支援について、8月26日(木)午前9時から申請が可能となっております。詳細は以下のリンク先をご確認ください。

https://www.act.gov.au/business/business-support/covid-19-economic-support-for-

## business

7 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html